

件名：ACT政府発表：ACTにおける制限措置の緩和（11月11日（木）午後11時59分から実施）（COVID-19 関連）

【ポイント】

● 11月9日（火）、ACT政府は、11月11日（木）午後11時59分から、制限措置を緩和する旨発表しました。

【本文】

1 11月9日、ACT政府は、11月11日（木）午後11時59分から、制限措置を緩和する旨発表しました。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/next-step-in-act-pathway-forward-brought-forward-by-two-weeks>

2 ACT政府が発表した制限措置の緩和内容の概要は、以下のとおりです。

- ・家庭への訪問者及び屋外での非公式な集会に関する人数制限がなくなります。
 - ・屋内及び屋外の興行施設では、常設座席の100%の収容人数での営業が可能となります。
 - ・映画館やスイミングプールの規制が緩和されます。
 - ・屋内での組織的なスポーツは2平米に1人あたりの規則の下で再開されます。
 - ・ACTにおけるほとんどの屋内施設（飲食店、小売業を含む。）で、2平米に1人あたりの規則が適用されます。
 - ・ほとんどの屋外での活動について、人の密度に対する制限がなくなります。
 - ・カフェやレストランなどで立ったまま飲酒をすることが可能になります。
 - ・ナイトクラブは再開し、ダンスも可能となります。
 - ・上記措置はクリスマス期間を通じて実施されることが予想され、2022年1月下旬に見直しが行われます。
 - ・マスクの着用は、病院、高齢者介護施設、公共交通機関、学校等のリスクの高い場所で求められます。また、屋内の混雑した場所では、引き続き着用することが推奨されます。
 - ・全国の指定されたリスクの高い地域に訪問する場合の免除許可は、引き続き必要です。
- 新しい規制の詳細は、下記リンク先に掲載されますので（現時点では現在の規制が掲載されています）、適宜、ご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/restrictions/current-restrictions?utm_source=Popularlinks&utm_medium=banner&utm_campaign=Popular%20links

3 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載してい

ますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：consular@cb.mofa.go.jp

大使館 HP：https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：<https://www.homeaffairs.gov.au/covid-19/Pages/covid-19-Japanese.aspx?lang=Japanese>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W州、N T (北部準州) 管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (V I C州、S A州、T A S州管轄) https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ブリスベン総領事館 (Q L D州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在パース総領事館 (W A州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>